

ラグビー重症外傷への最先端医療推進支援基金資金管理等規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会(以下「日本協会」という。)の「ラグビー重症外傷への最先端医療推進支援基金」(以下「本基金」という。)における資金の管理、支出(以下「資金管理等」という。)について、その内容を正確かつ迅速に把握し、その透明化を図ることを目的とする。

2 日本協会は、本基金における資金管理等を行うための組織として、「(仮称)ラグビー重症外傷への最先端医療推進支援基金委員会」(以下「本委員会」という。)を設置する。

第 2 章 業務

(任務)

第 2 条 本委員会は、以下をその任務とする。

- (1)日本協会理事会(以下「理事会」という。)が本基金に関して定めた資金の資金管理等
- (2)日本協会理事会が別途定める任務

(責任者)

第 3 条 本委員会の資金管理等の任務責任者(以下「責任者」という。)は、日本協会専務理事とし、責任者に事故あるときは、理事会が代行者を定める。

(予算)

第 4 条 本委員会は、理事会の承認を得た予算に基づいて資金管理等を執行しなければならない。

(予算執行)

第 5 条 本委員会の管理する資金は、理事会の承認を得た予算以外の目的のために使用してはならない。

2 責任者は、やむを得ない理由により、予算の補正を必要とするときは、補正予算を編成して理事会に提出し、その承認を受けなければならない。

(報告)

第 6 条 責任者は、理事会、会長又は監事の要請があるときは、直ちに本委員会の管理する資金の財政状態、正味財産増減、その他資金管理等の状況を報告しなければならない。

(内部監査)

第7条 本委員会並びに責任者（その代行者を含む。）及び本委員会委員は、監査委員会による内部監査を受けなければならない。

第3章 会計

(会計の原則)

第8条 本委員会における資金管理等に関する会計は、法令並びに日本協会の定款及び諸規程（本規程を含む。）の定めによるほか、公益法人会計基準（平成20年4月11日平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）等の一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して処理しなければならない。

(勘定科目の設定)

第9条 本委員会の管理する資金の財政状態、正味財産増減、その他資金管理等の状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 勘定科目は、「公益法人会計基準の運用指針」（平成20年4月11日平成30年6月15日最終改正 内閣府公益認定等委員会）の「12 財務諸表の科目」に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。

(会計帳簿)

第10条 本委員会は、その資金管理等を、適切な会計帳簿に適切に記録しなければならない。

第4章 その他

(運用)

第11条 本規程に定めのない事項については、理事会の決議を経なければならない。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、責任者の発議に基づき理事会の決議により行う。

2024年 11月 6日 制定